

花見会計事務所だより No.76

すっかり秋も深まり夜になると虫たちの鳴き声がいっそう賑やかに聞こえてきます。

早いもので、気が付けば今年も残すところ3ヶ月。今年の年末調整は昨年に比べ、大きな改正はございませんが、変更点をお知らせ致します。



1.各種申告書の氏名欄に押印の必要がなくなりました。

行政のデジタル化推進に伴い、従業員の方からお預かりする年調書類に押印が不要となりました。当年分の保険料控除申告書、基礎控除・配偶者控除等申告書、来年分の扶養控除等（異動）申告書です。国税庁のHPから書類を確認しますと、扶養控除等（異動）申告書に関しては既に当年分のものも押印の箇所が無くなっています。

2.「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出が不要となりました。

これまで、年末調整に関する申告書を従業員から電子データで回収する際に、事前に税務署へ提出必要がありました「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」が不要となりました。

3.年末調整における、住宅ローン控除証明書のデータよる取得が可能となりました。

ただし、平成30年以前のものには対応しておらず、こちらは従来通りの書面による提出を受けるものとなります。

以上、かなりペーパーレスとなるようですが、電子データでの取得に関しては、会社側も給与システムに関しての整備が必要になります。

当事務所へ資料をご提出いただける場合は従来通りです。

【中山より一言】

日中の暑さに比べ、朝晩がとても寒くなりました。
お体ご自愛いただき、体調崩さぬようお気を付けくださいませ。



花見会計事務所

TEL:026-248-7500
MAIL:info@hanami-kaikei.jp
URL:http://hanami-kaikei.jp